

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高岡市長 角田 悠紀

市町村名 (市町村コード)	高岡市 (162027)
地域名 (地域内農業集落名)	二塚地区 (下黒田,上黒田,林新,東藤平蔵,林,西二塚,東二塚,西広上,上伏間江,下伏間江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進むことが懸念され、今後定年延長により70歳近くまで勤めに出るケースもあり得る。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新たな担い手や後継者を確保しつつ、地域全体で支えていく体制づくりが喫緊の課題である。

・また、当地区は、農業と開発の両面において適地である地域性があることから今後のまちづくりと農地の活用について行政と共に検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の中心となる経営体(法人・認定農業者)や、新規就農者への農地の集積を行い規模拡大を目指しコストの低減を図る。

・スマート農業機器の導入による省力化の推進や新たな担い手の確保に対し地域全体で話し合い、取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	296.58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	296.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の話し合いを通じて認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、分散錯圃の解消及び担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の内、耕作ができなくなった農地については農地中間管理機構に貸し付け、担い手のニーズに沿って段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率向上のため、地区内外の担い手のニーズを踏まえた大型圃場の整備の必要性を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手の確保を図るとともに、老朽施設の整備や、農地の再分配を進めることができるよう地域の担い手の話し合いの場を通して必要な条件整理を進め、新たな担い手への農地集約ができる基盤づくりに努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化・省力化を図るため、経営体のニーズをとりまとめ、ラジコン・ドローン防除等の農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③地域で省力化推進のための協議会を開催し、ラジコンやドローンによる防除作業など取り組みを進めていく。

⑧地域内のハウスなど遊休施設の改修や活用を地域全体で検討する。